

抗菌・防カビ加工製品調査・監視規定

1. 目的

日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で上市されている抗菌加工製品と防カビ加工製品の調査およびS I A Aマーク表示製品を監視し、消費者が安心して商品選択をおこなえるようにすることによって、業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

- 1) S I A Aマーク表示製品について調査・監視する。
- 2) 会員が抗菌又は防カビを表示して上市している製品を調査する。
- 3) 会員以外が抗菌又は防カビを表示して販売している製品を調査して、市場実態を把握する。

3. 商品情報

会員の自主登録リスト、店頭、カタログ、刊行物、TVコマーシャル、インターネット等から情報を得る。

4. 調査方法

1) 買上げ調査

商品情報から、本規定第2項（適用範囲）と製品各分野について、過去の買上げ実績とも連携させて当該年度の商品買上げリストを決め、買上げ試験をおこなう。

なお、高価格である、商品の寸法が大きすぎる、一部部品のみが抗菌加工されている等のため本会が市場から買い上げることが難しい商品については、買上げの代わりに当該商品を登録している会員企業に要請し、提供された当該商品またはその抗菌加工部位について、調査することも可とする。

2) 店頭調査

店頭展示品について、表示・用語の調査をする。

3) 広告宣伝物、刊行物の収集調査

表示・用語について調査する。

4) 自主登録添付資料の審査と活用

表示・用語について、全件を審査するとともに調査に活用する。

- 5) 海外法人の自主登録抗菌加工製品については、本会が随時当該製品又はその一部試料の提出及びカタログ等の提出を要求することにより調査する。

5. 調査・監視の確認項目

以下の項目について調査する。

- 1) 製品分類
- 2) 商品名
- 3) 製造元
- 4) 製造年月
- 5) 販売元
- 6) 商品購入場所
- 7) 購入月
- 8) 使用抗菌剤、防カビ剤

機密保持レベル D

- 9) 抗菌・防カビ加工部位
- 10) 抗菌・防カビ加工方法
- 11) S I A Aマーク表示製品の「S I A Aマーク管理運用規定」への適合性
- 12) 抗菌・防カビの表示方法
- 13) 抗菌・防カビに対する使用方法（注意事項 等）
- 14) 価格
- 15) 抗菌・防カビ効果（初期）
 抗菌・防カビ効果（持続性）

6. 抗菌・防カビ評価試験

本会の抗菌力又は防カビ効力評価試験法により、JNLA認定試験機関に依頼して実施する。

7. 調査結果の報告

- 1) 調査・監視結果は、市場開発委員会において審議し会員・非会員、分野別等抗菌市場の実態についてまとめる。
- 2) 調査・監視結果は、常任理事会に報告し、活用を一任する。
- 3) 本会会員製品の買上げ調査結果について、当該会員には個別に報告するとともに問題があれば改善を促す。

8. 雑則

本規定に定めのない事項の取り扱いは常任理事会に諮って決定する。

制定 平成11年12月14日

改訂 平成13年 6月22日

改訂：平成19年2月2日

暫定改訂：平成26年9月18日